



お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和6年6月28日

## こんな相談が寄せられています

### ○令和5年度 消費生活相談受付状況

商品・サービス	相談 件数	契約者が65歳以上		相談内容等
		件数	割合	
商品一般	83	21	25%	身に覚えのない請求など
他の役務 サービス	24	15	63%	保険金が使えるという 住宅修理サービスなど
フリーローン・ サラ金	22	4	18%	多重債務、ヤミ金融など
化粧品	20	6	30%	定期購入や返品、解約に 関するもの
相談その他	19	2	11%	個人間トラブルなど 消費生活相談以外
健康食品	15	5	33%	定期購入や返品、解約に 関するもの
出会い系サイト・ アプリ	14	1	7%	異性との情報交換のための ポイント購入など
移动通信 サービス	11	3	27%	携帯電話やスマートフォンの 契約に関するもの
インターネット 接続回線	10	0	0%	光回線サービスやプロバイダ 契約など
賃貸アパート・ マンション	9	1	11%	入居中の修繕や退去後の 原状回復など
金融 コンサルティング	8	1	13%	株や投資のセミナーなど
その他	249	73	29%	上記以外のものすべて
合計	484	132	27%	

2023(令和5)年度に米沢市消費生活センターには484件の相談が寄せられました。(昨年度は495件。11件減)

そのうち、65歳以上の高齢者が契約当事者の相談は、132件で全体の27%を占めています。(昨年度比18件増)

### ○昨年度の傾向

保険金が使えるという住宅修理サービス契約の相談が特に高齢者から多く寄せられました。これは、日中家にいるのが高齢者のみという家が多いためだと思われます。電話や訪問で「保険金を使えば無料で修理ができる。申請

手続きはサポートする。」などと言われても、すぐに契約しないでください。保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。

他には、SNSをきっかけにした投資などの儲け話のために、消費者金融から借金をしたが収入につながらず、借金が返せないといった相談もあります。振り込みをしてしまうと被害回復は困難です。投資や副業といった儲け話はまずは疑いましょう。

販売購入形態	相談 件数	契約者が65歳以上	
		件数	割合
通信販売	145	27	19%
店舗購入	59	18	31%
電話勧誘販売	48	19	40%

## クリーニングトラブルにあわないために

6月は衣替えの季節です。冬物と夏物を交換する季節の変わり目は、クリーニングの利用の増加に伴いトラブルが多く発生します。クリーニングによるトラブルは複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。

### 預ける前

- クリーニング可能か縫い付けられている取り扱い表示で確認しましょう
- ポケットの中は空にし、シミ・穴あき・ほつれ等を確認しましょう

### 預けるとき

- 確認したシミや汚れなどをお店に伝え、一緒に確認しましょう
- 初めてクリーニングに出すときはそのことも伝えましょう
- 預かり証を確認し、ベルトなどの付属品がある場合は預かり証に記入してもらいましょう

### 受け取る時

- 預けたものがすべてそろっているか確認しましょう
- 仕上がりの状況・変色の有無・形の変化など確認し、気が付いた点はその場で説明を受けましょう

### 保管するとき

- ビニール包装を外して保管しましょう
- 衣料品から溶剤の臭いがした場合、化学やけどを起こす可能性もあります。臭いがなくなるまで風通しの良い場所で陰干ししましょう



「Sマーク」や「LDマーク」を店頭に表示している店では「クリーニング事故賠償基準」に基づき苦情の対応をしています。クリーニング事故賠償基準を使用していない店舗もあります。事前に店舗のルールを確認しましょう。



Sマーク



LDマーク

クリーニング事故賠償基準では、消費者が衣類を受け取ってから6か月、預けてから1年以上経過した場合は、補償されません。クリーニングが仕上がったら早めに引き取りに行き、衣類の状態をきちんと確認しましょう。トラブルが発生したときはすぐに店舗に連絡することが大切です。

おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

**米沢市消費生活センター**

市役所内

知ろう レッゾゴーにっこり

相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談センター

